決　裁	（伺い）下記のとおり認定してよろしいか			受　付
	決裁権者	回　　議	係	桜島高等学校 31.3.30 受付

別記

第１号様式（第２条関係）

扶　養　親　族　等　届　出　書

任命権者	所　　属	桜島高等学校	職　員　番　号	1	2	3	4	5	6
桜島高等学校長　○　○　○　○　殿	職　　名	教　　諭	氏　　名	山　田　一　郎　㊞					

鹿児島県職員の給与に関する条例第１０条第１項の規定により，次のとおり届け出ます。

平成 ○ 年 ○ 月○○日　　（証明書　４　通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額（職業）	※扶養事実の生じた日	※扶養事実の消滅した日	※特定期間	備考	※認定
山田　花子	妻	S57.6.23	○		なし	H19.3.17				3/30 所属 ㊞
山田　太郎	長男	H20.7.1	○		なし	H20.7.1		H36.4.1～H43.31		7/13 所属 ㊞
山田　次郎	次男	H29.7.10	○		なし	H29.7.10		H45.4.1～H52.3.31		7/23 所属 ㊞

配偶者 ☑ 有　□ 無　　その事実の生じた年月日　　平成　○年　○月　○日

※扶養手当額異動記入欄	扶養親族	平成19年4月1日から		平成20年7月1日から		条例改正 平成29年4月1日から		平成29年8月1日から		平成３０年４月１日から	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
	配偶者	1	13,000	1	13,000	1	10,000	1	10,000	1	6,500
	配偶者以外の認定扶養親族			1	6,500	1	8,000	2	16,000	2	20,000
	認定扶養親族のうち特定期間にある子										
	計	1	13,000	2	19,500	2	18,000	3	26,000	3	26,500

（注）　1　この届出書は，※欄を除く各欄について記載し，所属長に提出すること。

2　続柄欄には，職員との続柄を（心身に著しい障害がある者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。

3　年収額欄には，給与所得，事業所得，不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。

備考　鹿児島県職員扶養手当支給規則第3条第1項の認定があったときは，認定印を押して扶養手当額異動記入欄に整理し，その後の異動については，扶養親族異動届出書又は配偶者のない職員となったこと又は配偶者を有するに至ったことに関する届出書により，この届出書を整理するものとする。